

品質管理システム概要書(2017年8月1日現在)

監査事務所名 應和監査法人

代表者名 澤田 昌輝

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当監査法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続に係る規程を定めており、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任については、総括代表社員が、最終的な責任を負っております。また、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任部署として品質管理委員会を設けております。

(不正リスクへの対応)

当監査法人は、「監査における不正リスク対応基準」(平成25年3月26日企業会計審議会)等の設定に伴い、不正リスクに留意して品質管理に関する方針及び手続を定め、適切な整備及び運用に努めています。不正リスクにおける品質管理に関する責任者を総括代表社員とし、その整備及び運用に関する責任部署は品質管理委員会としております。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理

当監査法人は、監査実施者の独立性と倫理性を保持するために、監査実施者の適格性要件をまとめ、研修等を実施することにより、「倫理規則等」の遵守について周知徹底を図っております。

(2) 独立性

独立性について、当監査法人の社員・職員は、わが国の関係法令及び日本公認会計士協会が定める監査人の独立性に関する諸規則を遵守しております。また、これらの法令及び諸規則の独立性に関する方針を遵守すべく、当監査法人の規程にルールを定めております。また、当該ルールに基づき、法人全体としては、定期的にすべての社員・監査職員及び一般職員から「独立性のチェックリスト」により「独立性の確認書」を入手しております。

(3) ローテーションの方針及び手続

監査業務に関与する社員のローテーションの方針及び手続については、大会社等の監査業務に関する社員の関与期間は7年を超えないこと、必要なインターバルは最低2

年とすること等の方針を策定し、運用と監視を行っております。

3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

監査契約等を新規に締結する場合及び監査契約等を更新する場合の方針及び手続については、一定の評価手続を経て法人内での適切な承認を得るための手続を定めております。

(不正リスクへの対応)

不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る監査契約の新規の締結及び更新の判断に際しては、不正リスクを考慮して監査契約の新規締結及び更新に伴うリスクを評価し、契約の新規締結時及び更新時にリスクの程度に応じて、法人内で適切な承認を得るための手続を定めております。

4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

職員の採用については、法人の経営方針に基づく人員計画により実施しております。

職員の教育・訓練については、専門能力の維持/向上を目的とした事務所内における全体研修を定期的に行っている他、日本公認会計士協会等主催の研修、セミナーへも積極的な参加を求めています。

職員の評価については、年1回の法人評価テーブルに基づく評価を実施すると同時に年2回定期カウンセリングを実施し評価内容を職員へ伝えタイムリーにフィードバックが出来るようにしております。

職員の選任については、選任のための方針を策定し、当該方針にしたがって、編成責任者が執行しております。チームの編成に関しては、各業務に必要な専門能力や経験を備えた編成となるよう配慮しております。

(不正リスクへの対応)

職員の教育・訓練において、監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう当監査法人内外の研修、不正関連業務の専門家によるセミナー等、不正に関する教育・訓練の機会を提供しております。

5. 業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

監査に関する法令及び諸規則としては、会社法関連の法令、金融商品取引法関連の法令、監査基準、中間監査基準、四半期レビュー基準、内部統制監査基準、日本公認会計士協会の監査基準委員会報告書や監査に関する実務指針等が含まれます。

当監査法人は、これらの法令及び諸規則に準拠した監査を実施するために、「監査マニュアル」を定めております。

監査の実施に当たっては、当該監査マニュアルの内容を反映した監査プログラムを用いております。この監査マニュアルに従って監査を実施することにより、すべての

社員及び監査職員の監査諸規則への遵守が図られるため、関連する法令及び諸規則への準拠、監査業務の統一的な実施と品質の維持が担保されます。

(不正リスクへの対応)

不正リスクに適切に対応できるように、監査業務に係る監督及び査閲に関する方針及び手続きを定めて実施しております。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当監査法人は、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項については、業務執行社員及び審査担当者が検討した上で、必要な場合には当法人内外の専門家に問い合わせを行うことにしております。

(不正リスクへの対応)

監査チームは、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、または不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当法人内外の適切な者に専門的な見解の問い合わせを行うことにしております。

(3) 審査の方針及び手続

当監査法人は、すべての監査業務について、監査計画及び監査意見形成のための審査を行い、審査に関する方針及び手続きを「審査規程」として定めております。

なお、審査の担当者は、品質管理規程により業務執行社員ではない社員から選定し、審査の担当者の審査結果を受けて、社員会に報告しております。審査の担当者の専任に当たっては、必要な経験・能力等といった適格性の要件を勘案しております。審査規程に基づき必要と認められる場合には、監査意見の形成に関して複数の社員による合議制の審査を実施しております。

(不正リスクへの対応)

不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、審査に関する規程に基づき、修正後の監査計画及び監査手続きが妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、審査の担当者または複数の社員による合議制の審査において審議することとしております。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

監査実務者は監査実施者間で監査上の判断の相違が生じるおそれのある場合は速やかに業務執行社員に報告することとしております。また業務執行社員と審査担当者との間で監査上の判断の相違が生じた場合は、社員会での討議、専門家等の見解の入手などを行い監査上の判断の相違を解決することとしております。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

監査調書の最終的な整理を完了する期限は、監査報告書日後60日以内と定めております。また、監査調書のうち当座調書の保存期間は、監査対象事業年度に係る最終の監査報告書日から起算して10年間と定めております。これらを含めた監査調書の管

理の方針及び手続については細則を定め運用しております。

6. 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当監査法人は、品質管理のシステムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証に関する方針及び手続を定めております。

品質管理システムの監視の目的は、職業的専門家としての基準及び法令等遵守、品質管理システムの整備と運用の状況、発行する監査報告書の適切性の評価を行うことにあります。

(不正リスクへの対応)

不正リスクへの対応を含めた定期的な検証において、監査契約の新規締結及び更新、不正に関する教育・訓練、業務の実施及び監査事務所間の引継等が関連規程に準拠して実施されていることを確かめております。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

品質管理システムの監視によって不備が発見された場合、その影響に応じて決定した是正措置を適切な関係者に伝達するとともに、総括代表社員に報告し対処する体制としております。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当監査法人内における不服と疑義の申し立てについて、適切に対処することを合理的に確保するために通報制度を整備・運用しており、これらの申し立てを受けられることを可能とするための通報窓口を当監査法人内外に設けております。

(不正リスクへの対応)

不正リスクに関連して当法人内外から当法人に寄せられた情報については、情報受信者より、業務管理責任者及び業務執行社員へ適時に伝達し、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて総括代表社員及び品質管理委員会に報告されていることを確かめております。

7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

当監査法人は監査人の交代ルール「監査基準委員会報告書900 監査人の交代」に準拠し、当監査法人が後任の監査人になる場合、前記3. 監査契約の新規の締結及び更新の手続きを実施しております。

(不正リスクへの対応)

当法人が前任監査人となる場合は、後任監査人に対して不正リスクの対応状況も含め、監査上の重要事項を伝達し、後任監査人から不正リスクに対する要請があれば適切に対応することとしております。また、当法人が後任監査人及び監査人予定者となる場合は、前任監査人に対して交代事由や不正リスクへの対応状況等の監査上の重要事項について質問することとしております。

8. 共同監査の方針及び手続

共同監査協定書を締結し、業務の分担・評価、監査調書の相互閲覧、審査、取り交わすべき文書等を記載することにしております。業務執行社員は他の監査事務所の品質管理システムが当該監査業務の質を合理的に確保するものであるかどうかを、監査契約の新規の締結及び更新の際、並びに、必要に応じて監査業務の実施の過程において確かめることとしております。

9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

該当ありません。

以 上

※ この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。